

ロボットプログラミング講座参加規約

第1条(目的)

本規約は、一般財団法人つの未来まちづくり推進機構（以下、「当財団」）が運営する講座（以下、「本講座」）の参加条件を定めるものです。本講座に参加する場合、本規約に同意する必要があります。

第2条(定義)

本規約において使用する用語の意義は、本規約において別段の定めがある場合を除き、次の各号に定める通りとします。

1. 「受講生」とは、本規約に基づき、本講座に入会の手続きを完了した方であって当財団との間に本規約を内容とした本講座の参加契約を有効に締結している方をいいます。
2. 「保護者」とは、受講生の親、または親に代わる方をいいます。
3. 「講座」とは、本講座が提供する1回の講座のことを指します。

第3条(本規約の範囲)

本規約の適用の範囲は、当財団に加え、当財団が提供する教材および電子メール等が参加者に対して発信する情報も含まれます。当財団との間に本規約とは別に個別の定め（以下、「個別契約」という）がある場合は、個別契約の規定が優先するものとします。ただし、個人情報の取り扱いについては、この限りではありません。

第4条(講座の概要)

本講座は、ロボット教材及びプログラミングツールを用いた探究活動を通して、21世紀型スキルを養うこと、課題をやり抜く力とプログラミング的思考を身に付けることを目的とした講座です。対象学齢は原則として小学4年生から中学3年生とします。

第5条(本講座への参加条件)

1. 本講座への参加を希望する者は、本規約に同意の上、参加申込書を提出し、第6条に定める支払いが完了された時点で、受講生として本講座に登録されます。なお、当該情報に虚偽の情報を記載してはならないものとします。
2. 受講生またはその保護者は、受講生が当財団の講座を欠席する場合には、欠席する講座が始まるまでに、必ず電話、電子メール等で連絡ください。
3. 受講生が当財団の講座を欠席する場合には、当財団はその振替を行いません。
4. 受講生が理由の如何に関わらず、講座を欠席した場合の当該講座相当分の受講料の返金は原則行いません。

5. 受講生またはその保護者が以下のいずれかの事由に該当する場合、またはその恐れがあると当財団が判断した場合、当財団は、受講生またはその保護者へ事前に通告・催告することなく、かつ受講生またはその保護者の承諾を得ずに、当財団の裁量により直ちに、当該受講生に対して、本講座の受講停止、退会処分、その他当財団が適切と判断する措置をとることができるものとします。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 登録情報に虚偽、過誤がある場合
 - (3) 第三者になりすまして参加登録を行なった場合
 - (4) 第 14 条に定める禁止事項を行なった場合
 - (5) その他、当財団が受講生として不適切と判断した場合

第 6 条(受講料金・支払い)

1. 本講座への参加を希望する者は、本規約に同意の上、参加申込書を提出してください。当財団ホームページに定める受講料金を銀行振込・現金その他指定の方法にて事前に当財団にお支払いください。支払方法の詳細は別に定め、書面または電子メール等にてお伝えします。指定の期日までに受講料金のお支払いが確認できない場合、受講をお断りさせていただくことがあります。
2. 当財団において、受講生またはその保護者による受講料金のお支払いを確認できず、当財団からの連絡に対してご回答いただけない場合、受講生は、本講座への参加資格を喪失し、本講座から退会となります。ただし、退会となった場合であっても、受講生またはその保護者は、当財団に対して負っている債務の支払いを免れず、直ちに当財団に対して債務の支払いを行わなければならないものとします。
3. 銀行振込の場合、金融機関等で振込を行なった際に発行される振込明細票を正規領収書とさせていただきます。現金支払いの場合、支払いの翌日以降、次回講座に参加する際に領収書を受講生またはその保護者にお渡しします。

第 7 条(退会)

1. 受講途中で本講座を退会する場合は、保護者は、退会希望月の前月 15 日までに必ず所定の退会届をご提出ください。退会希望月の前月 15 日までに退会の申出があった場合、その退会希望月の末日をもって退会処理をし、その翌月の受講分から受講資格が失効するものとします。たとえば、2 月 15 日までに退会の申出があった場合、3 月末日をもって退会となります。
2. 前項に定める期日までに退会のご連絡をいただかない場合、自動的に継続受講となります。
3. 受講途中で本講座を退会した場合、事前に支払われた受講料は返金されません。

第 8 条(受講生の健康状態・安全)

1. 持病をお持ちの方は、お申込みの際に必ずご申告ください。また、保護者の同伴、薬の持参等、各自にて必要な対応を準備してください。
2. 脱水症防止のための飲み物の持参など、体調管理は受講生自身と保護者にてお願いいたします。

3. 受講生または見学・体験教室参加者の怪我や発熱、腹痛、頭痛等の疾病が疑われる場合、また打撲、外傷等の負傷が認められた場合、保護者へ速やかに連絡します。
4. 前項について、保護者に連絡が取れない場合でも、本講座にあたる職員の判断にて医療機関で診察を受けさせる場合があります。また、その際の医療費は受講生または見学・体験教室参加者または保護者にご負担いただきます。万一上記対応を拒否される場合、必ず事前にご連絡ください。事前のお知らせが無かった場合、上記対応に同意したものとさせていただきます。
5. 当財団は、受講生または見学・体験教室参加者に持病、身体の故障や疾病、障害等がある場合、受講生または見学・体験教室参加者の受講態度に問題があると当財団が判断した場合、本講座の受講に際し、保護者の付き添いを求める場合があります。また、保護者の付き添いがない場合、受講をお断りする場合があります。
6. 受講生または見学・体験教室参加者の健康・安全管理について、当財団は十分な注意を払ってこれを行いますが、万一受講生または見学・体験教室参加者に傷病等が発生した場合は、当財団に故意または重過失がある場合を除いて当財団は責任を負いません。
7. 本講座に通う際の安全確保は、受講生、見学・体験教室参加者及び保護者ご自身にてお願いいたします。本講座に通う途中に発生したトラブルについて、当財団では責任を負いません。
8. 講座終了後、保護者がお迎えにいらっしゃる場合には、必ず受講生との間で待ち合わせ場所を事前に決めておいてください。お迎えの到着が遅れた場合については、お迎えがいらっしゃるまでの間、可能な範囲で職員が受講生に付き添いますが、これを保証することはできません。

第9条(災害時対応)

大きな災害が発生した場合は、直ちに講座を中断します。原則として、講座の会場のある施設内または施設周辺に留まり安全を確保しますが、施設の安全が保てないと判断した場合、最寄りの広域避難場所へ移動します。災害発生時には、電話・インターネット通信を利用できる場合、①電話、②電子メール等の順にて、保護者に連絡します。

第10条(個人情報の取り扱い)

1. 当財団は登録情報を以下各号の目的で使用します。
 - (1) 本講座の運営（当財団から受講生に対して、あらゆる情報を提供することを含みます）
 - (2) 当財団が受講生またはその保護者にとって有益だと判断する、当財団の提供するサービスまたは広告主や提携先企業・団体の商品、サービス等に関する情報の提供
 - (3) 受講生またはその保護者に対する、当財団運営に著しく影響を及ぼす事柄（カリキュラムの大幅な変更、一時停止を含みますがこれらに限られません）に関する連絡
 - (4) 受講生またはその保護者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるための連絡
2. 当財団は登録情報について、以下各号の場合を除き、受講生及び保護者以外の第三者に開示しないものとします。
 - (1) 個人情報の開示や利用について受講生またはその保護者の同意がある場合

- (2) 受講生またはその保護者が希望するサービスを提供する目的で、提携先等第三者が個人情報を必要とする場合（なお、当該提携先等の第三者は、当財団が提供した個人情報をサービス提供のために必要な範囲を超えて利用することはできません）
- (3) 法令に基づく場合
- (4) 当財団、受講生その他第三者の生命、身体もしくは財産、または当財団が提供する一才のサービスの保護のために必要がある場合
- (5) 公衆衛生の向上または児童・生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

第 11 条(写真・動画撮影)

1. 本講座を行う中で、当財団にて写真・動画等の撮影を行う場合があります。撮影した写真・動画等は、当財団ホームページや当財団の制作する告知物等に使用させていただく場合があります。写真・動画等の撮影及び利用を拒否される場合は、参加申込の際に必ず申し出てください。
2. 本講座の会場で受講生または見学・体験教室参加者、保護者が写真・動画等を撮影される場合、撮影した写真・動画等をインターネット上等に公開する場合には、他の受講生または見学・体験教室参加者とその保護者の顔が写らないようにする、撮影時に同意を得る等の配慮をお願いします。

第 12 条(講座での制作物・成果物とそれらの著作権・所有権)

1. 受講生または見学・体験教室参加者が講座において制作した各種成果物のデータについて、講座終了後、当財団はその保存・管理に責任を負いかねます。
2. 当財団が提供する教材及び教材を基礎として受講生または見学・体験教室参加者が作成した成果物に関する特許権（特許を受ける権利を含む）、商標権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）その他すべての知的財産にかかる権利（以下、総称して「知的財産権」という）は、当財団に帰属するものとします。当財団は成果物を広告・宣伝・出版等の目的で利用する権利を有するものとし、受講生、見学・体験教室参加者及びその保護者はこれに同意するものとします。
3. 当財団は、受講生または見学・体験教室参加者が本講座において投稿、アップロードまたは保存したすべての情報（文字情報、画像情報等を含みますがこれらに限られません）について、これらを保存・蓄積した上、本講座の円滑な運営、改善、本講座または当財団の宣伝告知等を目的として、あらゆる態様で利用できるものとし、受講生、見学・体験教室参加者及びその保護者はこれに同意するものとします。

第 13 条(講座の欠席・振替受講)

1. 受講生またはその保護者は、受講生が本講座を欠席する場合には、欠席する講座の始まるまでに、必ず電話または電子メール等にてご連絡ください。
2. 講座を欠席される場合、振替講座は行いません。
3. 欠席した講座の返金は承れません。

4. 台風、大雨等の災害発生時や、講師都合、会場都合等、やむを得ない理由がある場合には、講座を休講とする場合があります。授業が休講となった場合は、別日程にて振替講座を行うか、当該講座の実施を中止し、料金を一部返金する等の対応を取ります。休講情報は、電話または電子メール等でお知らせします。

第 14 条(禁止事項)

受講生及びその保護者は、本講座の受講に際して以下に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本講座の内容に関係のない私語やいやがらせ等により、他の受講生の意欲を低下させたり、受講を妨害したりする行為
- (2) 他の受講生またはその保護者、当財団職員やその他第三者を中傷したり、名誉を傷つけたりする行為
- (3) 他の受講生やその保護者、当財団職員などに対し暴力をふるう等の行為
- (4) 社会倫理や法令に反する行為
- (5) 当財団の承諾のない商業行為や勧誘行為
- (6) その他、当財団が不適切と判断する行為

第 15 条(本講座の運営の中断・終了)

1. 当財団は、以下各号の事由に起因する場合、本講座運営に関する全部または一部を停止することができるものとします。
 - (1) 火災、停電、天災地変等の非常事態により本講座の運営が不能となった場合
 - (2) 法律、法令等に基づく措置により本講座の運営が不能となった場合
 - (3) 当財団が受講生またはその保護者に対し、事前に電話または電子メール等の手段により、合理的な範囲で周知した場合
 - (4) その他、当財団がやむを得ないと判断した場合
2. 当財団は、前項により本講座の運営を停止する場合、合理的な範囲で、事前に電話または電子メール等の手段により、受講生またはその保護者に対し、その旨を通知するものとします。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。
3. 当財団は、受講生またはその保護者に対し、事前に通知し、または受講生またはその保護者から承諾を得ることなく、いつでも任意に、講座の内容または名称を変更することができるものとします。

第 16 条(見学・体験)

本講座に入会していない者が本講座を見学、体験する際には、本規約を遵守する義務を負います。

第 17 条(免責)

1. 当財団は、本講座において、受講生またはその保護者との相互の間において、また受講生またはその保護者と第三者との間で生じた一切のトラブル（違法または公序良俗に反する行為の提案、

名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等) に関して、当財団に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

2. 当財団は、本講座の受講に起因した受講生またはその保護者に発生した一切の損害について、当財団に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします(本講座受講中及び本講座に通う途中における傷病、その他一切のトラブルを含みます)。

第 18 条(損害賠償責任)

1. 当財団は、受講生またはその保護者、あるいは本講座の見学・体験に参加した者が本規約に違反した場合、相手方に対して、同違反行為により生じた直接または間接的な損害または損失の賠償を請求できるものとします。
2. 受講生またはその保護者、あるいは本講座の見学・体験に参加した者による、本講座運営上の不備・瑕疵等に基づく当財団に対する損害賠償の限度額は、いかなる場合も、当該損害が発生した月にその者が当財団に対して支払った受講料等の額を上限とします。ただし、本講座運営上の不備・瑕疵等が当財団の故意または重過失による場合は、この限りではありません。

第 19 条(権利義務の譲渡禁止)

受講生及びその保護者は、当財団の書面による事前承諾なしに、本規約に基づく一切の権利または義務について、第三者への譲渡、承継、質入れその他一切の処分をしてはならないものとします。

第 20 条(本規約の改訂)

当財団は、随時本規約を改訂することができるものとします。

第 21 条(協議・管轄裁判所)

1. 当財団または本講座に関連して、受講生、その保護者、当財団もしくは第三者の間で疑義、問題が生じた場合、都度誠意をもって協議し、解決を図るものとします。
2. 規約に関する一切の訴訟その他の紛争については、宮崎簡易裁判所または宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条(準拠法)

本規約は、日本国の法に準拠し、日本国の法に従って解釈されるものとします。